

諸外国の医療提供体制について（回答）

2022年5月11日

クレアニューヨーク事務所

【回答の前提条件】

米国において、医療・保健行政は州法に基づきカウンティが実施するのが一般的であり、各州で制度や運用は異なる。また、新型コロナ特措法のような、国全体をカバーし、各層の政府にわたってパンデミック対策における権限や役割分担を定めた法律は存在しない。以下の回答は特に断りのある場合を除き、ニューヨーク州の制度及び状況を前提に記載する。

（緊急事態における州知事及び市長の権限）

- ・ 州知事は災害等（感染症を含む。）の際に緊急事態を宣言することにより、州又は州内自治体の既存の法令に抵触する内容も含めた執行命令（**executive order**）を発出することができる（州憲法又は連邦法に反する内容のものは発出できないが、もとより内政については州が一義的な権限を有することに鑑みると、相当広範な内容の命令を発出することが可能である。）。
- ・ 州内市長は緊急事態宣言により、州の法令に定められた措置をとることが可能となる（州の措置と抵触する場合は州の措置が優先）。

（米国の医療保険制度）

米国の医療保険は、公的保険は高齢者及び障害者向け（メディケア）及び低所得者向け（メディケイド）に限られ、それ以外の者は勤務先経由又は個人で民間保険に加入する。加入する保険により、医療費（診療報酬）や自己負担割合、自己負担上限額は大きく異なり、また、受診可能な（保険でカバーされる対象となる）病院が限定される場合がある。無保険者も多数存在する。

【回答】

問1. 新型コロナウイルス感染症（以下、コロナという）の新規陽性者が数十万人規模になった際には、誰（主体：国、自治体等）が、どのように調整し、診療や入院につなげていたのか、また、現在はどのような取り扱いになっていますか。

（答）

個々の患者の診察・入院については、通常の病気の場合と同様（公的な主体による調整があるわけではない）。

※参考

- ・ NY市の場合、検査で陽性になると市保健局から連絡がありサポートが受けられるが、元々はコンタクトトレーシングのための仕組みであり、診察や入院の判断を行うためのものではない。
- ・ 感染拡大当初（2020.3頃）は、熱が出てもすぐに病院に行かず、数日間様子を見るよう、住民に対する呼びかけがされていた。

問2. コロナ陽性者の治療や入院に係る費用負担は、どのようになっていますか。

(公費、保険、自己負担割合など)

(答)

検査費用については、連邦政府で負担。

治療費・入院費については通常の受診時と同様。なお、米国の場合、同じ内容の治療を受けた場合であっても、加入する保険や州により費用（診療報酬）及び自己負担割合・額は大きく異なる。また、一部の州や保険会社は、感染拡大からしばらくの間、コロナ治療に係る自己負担の免除措置をとるものがあった（2021年春頃から請求を再開）。

問3. コロナ病床の確保について

問3-1 病床確保に関する国や自治体の権限

日本の場合、あくまでも協力要請となり、強制的に病床や医療従事者を確保することができない。アメリカ合衆国ではどのようになっていますか。

(答)

州知事は緊急事態宣言下で相当広範な内容の執行命令を発出できる強力な権限を有しており、命令により病床確保を行うことは不可能ではないと考えられるが、実態として病床確保に関する執行命令は出されなかった。一方で、日々行われていた知事会見の中で病床確保に全力を挙げる旨は繰り返し言及されており、強い協力要請はあったものと考えられる。

問3-2 感染拡大時における国公立病院の役割

陽性者の積極的な受入や医師の派遣など、特別な役割などがありますか。

(答)

制度上公立病院に特別な役割が与えられているわけではないが、一般的に公立病院はメディケイド（低所得者向け医療保険であり、診療報酬も安く設定されている）加入者を含む幅広い患者の受入れを行っており、そのような意味で大きな役割を果たしている。

問3-3 陽性者が急増した場合に、どのように病床を確保しましたか

確保病床の公立／民営の比率（もし分かれば）や根拠、スピード、最大確保時の病床数など

(答)

・臨時病床の設置（病院の廊下や公共施設等への設置、海軍の病院船派遣等）

連邦政府・州・市が調整の上でそれぞれ実施。NYにおいては、2020.3月中旬に感染が深刻化し、同月末～4月初旬に設置・受入れ開始。

・コロナ以外の不急の医療の先送り

問3-4 医療人材（医師、看護師等）については、どのように確保しましたか

(答)

コロナ以外の不急の医療の先送り等による。また、海軍の病院船は医療スタッフごと派遣。

問4. コロナ陽性者の隔離、入院に関する法的な位置づけ

法律的に、どのような位置づけがされていますか（いましたか）

（感染規模がもっとも大きかったときと現在の状況が違う場合には、両方の時点の情報を希望します）

例：日本の場合では、感染症法上の二類相当に位置づけられ、陽性者は隔離が原則になっています。（2022.5.10現在も）

（答）

- ・ 隔離：CDCガイドラインにより運用（強制力なし）

隔離の日数と（主に）家庭内での隔離の仕方を示す内容であり、強制力を持つものではない。

- ・ 入院：特になし

Questions

- 1 . Who (e.g. Government, Local Government or any other entity) was in charge of securing the access for COVIA19 patients to treatment (at clinics or hospitals) and to hospitalization at the peak of pandemic (e.g. during the time period 100,000 or more new positive cases reported a day). How about now?

- 2 . Who bears the cost for treatment and hospitalization of COVID19 patients? (Publicly funded, medical insurance etc. self-pay rate)

- 3 . Securing hospital beds
 - 3 – 1 What kind of authority or power given to National Government/Local Government?

In Japan, we only can ask for hospitals' cooperation and don't have the legal force to make hospitals open beds compulsory and so on.

 - 3 – 2 What is the role of public hospitals during pandemic?

Are there any special role(s) such as accepting COVID19 first, send doctors or nurses to the places in need of additional medical staff, prior to public hospitals?

 - 3 – 3 During the peak of pandemic, how did you manage to admit the patients into hospitals accordingly to the spike of patients' rapid growth?

(Percentage of public/private hospitals, legal basis for that (if any),
How fast and how many can you prepare during surge of pandemic)

 - 3 – 4 How did you secure doctors and nurses additional needed during the surge?

- 4 . How do you deal the Isolation and hospitalization of Covid19 patients legally?
 - 4 – 1 Is isolation of COVID19 patients mandatory? How about hospitalization of the COVID 19 patients?

(If the status has changed until now from the peak of Pandemic, please let us know the status both at the time of pandemic and at this point)

e.g. In Japan, COVID19 is regarded as Category 2 infectious disease in Infectious Disease Act. Isolation of Patients with COVID19 has been mandatory. (As of May10, 2022)

○東京都の感染状況、医療提供体制等に関する資料

(令和4年4月21日 第73回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料)

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/021/419/70/20220421.pdf

○感染症法における新型コロナウイルス感染症の分類

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000739517.pdf>